



### 目次

- |   |  |
|---|--|
| 1. 弁護士コラム① インターネット上での誹謗中傷対策   | 3. 弁護士コラム② 大丈夫ですか？総額表示<br>～消費者向けサービスの総額表示義務化の対応～ |
| 2. 社労士コラム<br>令和3年4月1日施行、高年齢者雇用安定法による70歳までの就業<br>機会の確保（努力義務）の対応は済んでいますか？ | 4. セミナー開催報告                                      |
|   | 5. セミナー開催予告                                      |

## 1. 弁護士コラム① インターネット上での誹謗中傷対策

最近、インターネット上での、**誹謗中傷事件がマスコミでも取り上げられるようになりました**。中には、刑事事件にまで発展した件も出ています。住所や電話番号などが晒されてしまった、プライベートなことが書き込まれてしまった、侮辱的なコメントを残された、商品や会社について悪く書かれているのを発見した、等々、様々な誹謗中傷が、日々、ネット上でなされており、その多くは匿名です。このような事態に対して、どのような対策ができるのでしょうか。



弁護士 橋澤 加世

### 1 書き込みの削除を請求する

まずは、不適切な書き込みを、早急に削除する必要があります。削除請求の方法は、各サイトがウェブサイト上に用意しているフォームに記入したり、連絡先が表示されている場合には、そこへ連絡をしたりして、おこないます。その際には、自身のどのような権利が侵害されているのかを、具体的に示して請求する必要があります。

どこへ問い合わせたらよいかわからない場合や、どんな権利侵害があると書けばよいかわからない場合、自分で削除請求をしてみたが運営者から応答が無いなどといった場合は、ご相談下さい。当事務所から、弁護士名で削除依頼の文書を作成し、速やかに削除請求を致します。

### 2 発信者情報の開示を請求する

多くの誹謗中傷的な書き込みは匿名でおこなわれます。この書き込みの発信者が誰であるかを知りたい場合は、2段階を経る必要があります。

**① まずは、サイトの運営者に対して、IPアドレス、端末番号等の情報開示を求めます。次に、  
② この開示された情報に基づいて、プロバイダや、通信会社に対して、契約者情報の開示を求めることになります。**

契約者情報の特定に至るまでには、このような2段階を経る必要があるため、時間がかかります。その間に、サイト運営者やプロバイダの持つ情報が保存期間を徒過してしまえば、特定はできなくなります。情報の保存期間は、ケースバイケースですが、短いところでは、3ヶ月程度に設定しています。

従って、通常は、サイト運営者に対して、削除請求を求めると同時に①の情報開示を行います。その後、速やかに、②プロバイダ等へ契約情報の開示を求める手続きをとり、情報の保存も求めます。誹謗中傷を受けたことを発見した時期が遅い場合は、時間との闘いとなりますので、速やかに対策をとることをお勧めします。

### 3 損害賠償請求や刑事告訴をおこなう

上記のステップを経て、書き込みをした者が誰であるかが判明した場合、その個人に対して、謝罪を求めたり、今後二度とこのような書き込みをしないことを約束させたり、損害賠償を請求したりすることができます。また、刑事告訴をおこなうことも考えられます。ご相談いただければ、どのような対応が効果的であるか、クライアントの皆様と共に考え、実行致します。

インターネット上の誹謗中傷に対して対策を検討される場合は、是非一度、ご相談下さい。

## 2. 社労士コラム 令和3年4月1日施行、高年齢者雇用安定法による70歳までの就業機会の確保（努力義務）の対応は済んでいますか？

少子高齢化の中、高年齢者が活躍できる環境整備を目的とした高年齢者雇用安定法が、このたび大きく改正されました。これまでの内容、今後の義務化に備えた対応検討を助成金の活用と合わせて解説いたします。

### ◆これまでの高年齢者雇用安定法（65歳までの雇用確保（義務））の内容

これまでの高年齢者雇用安定法は、以下の措置を「義務」として定めていました。

#### ① 60歳未満の定年禁止 ② 65歳までの雇用確保措置

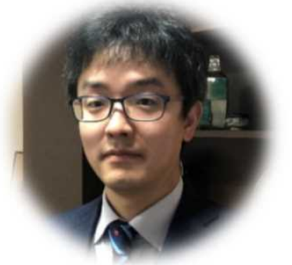
①は、事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければならないということで、②は、①に加え定年を65歳未満に定めている事業主は、

#### ア.65歳までの定年引上げ

#### イ.定年制の廃止

#### ウ.65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

いずれかの措置を講じなければなりません。



特定社会保険労務士 安田 岳歩

### ◆令和3年4月1日からの改正～「70歳までの就業機会の確保（努力義務）の内容」

今回の改正では、上記**65歳までの雇用確保義務に加え**、65歳から70歳までの就業機会を確保することを目的に、以下のいずれかの措置を講ずる「努力義務」が新設されました。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - ア. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - イ. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④⑤は創業支援等措置（雇用によらない措置）となり、過半数労働組合等の同意をえて導入します。

※対象となる事業主は

- ① 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ② 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主です。

### ◆対応のポイント

① 70歳までの就業確保措置は「努力義務」のため、**対象者を限定する基準を設けることが可能**となります（70歳までの定年引上げ、定年制の廃止は一律制度ですので除きます）。ただし、対象者の基準を設ける場合は、労使間で十分に協議した上で過半数労働組合等の同意を得ることが望ましく、事業主が**恣意的に高年齢者を排除**しようとするものは認められません

※不適切な例 ⇒ **会社が必要と認めた者に限る等**

※適切な例 ⇒ 契約時の人事評価、体力評価が一定基準以上のものに限る等

②継続雇用制度、創業支援等措置を実施する場合において、「心身の故障のため業務に耐えられないと認められること」「勤務（業務）状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責（義務）を果たし得ないこと」といった事項等を就業規則や就業支援等措置の計画に記載した場合には、契約を継続しないことが認められます。

※上記記載事項以外にも遵守すべき事項がございますので、詳細は以下のサイトにてご確認ください。  
厚生労働省「高年齢者雇用安定法改正の概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694689.pdf>

### ◆高年齢者活用に使える助成金

今回の改正は「努力義務」ですので、4月1日からの対応は必ずしも求められませんが、今後「義務化」に向けてさらなる法改正が行われる可能性は十分にあります。今の段階で「高年齢者」のさらなる活用を行いたい会社様は、是非制度導入の検討を行ってみたいかがでしょうか。

その際、条件に合致しますと以下のような助成金を得ることもできますので、合わせてチャレンジしてみても良いかもしれません。

#### 「65歳超雇用推進助成金」

##### ○ 65歳超継続雇用促進コース（人数に応じて最大160万円）

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した企業を支援します。

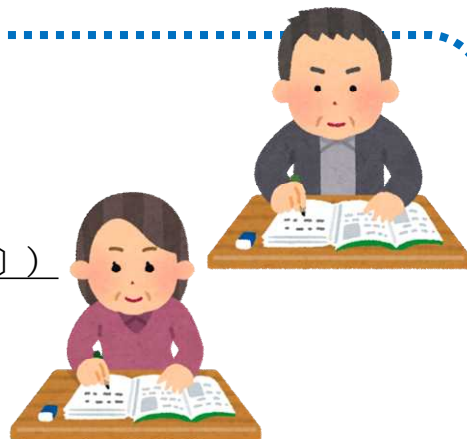
##### ○ 高年齢者無期雇用転換コース（1人あたり最大60万円〔年10人まで〕）

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した企業を支援します。

##### ○ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース（経費助成最大50万円）

高年齢者の雇用環境整備の措置（※）を実施する企業を支援します。

（※）高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直しまたは導入及び健康診断を実施するための制度の導入 <https://www.ieed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



## 3. 弁護士コラム② 大丈夫ですか？総額表示

～消費者向けサービスの総額表示義務化の対応～

本年4月1日から、消費税については「総額表示」をすることが消費税課税事業者の義務となりました。

「税抜価格」では「消費税を含むといくらだろう？」と消費者が迷うことがありますよね。そこで、消費税を含んだ支払金額を消費者にわかりやすく表示するため、「総額表示」となりました。

例えば、本体価格が5,000円、消費税が500円の商品やサービスであれば、事業者は必ず税込み価格である5,500円と表示することが義務づけられます。

その対象ですが、一般の消費者に向けてあらかじめ示される商品価格の全てであり、その媒体は問いません。

新聞、お店の広告やチラシ、Webサイト、商品に付けられた値札、ダイレクトメール、商品カタログも全てそうです。



弁護士 水田 敦士

もっとも、スーパーなどによっては、品数の多いお店ですと、価格表示の負担は大きく、すぐに対応できません。

そこで、例外的に、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていけば、消費税を含んだ支払金額を表示しなくてもよいとされていました。

しかし、その特例も本年3月31日でその特例の適用期間が終わってしまいましたので、上記のような価格表示は認められなくなりました。



## では、総額表示義務に違反した場合、どうなるのでしょうか。

この点について、罰則は定められていませんが、価格の総額表示は、消費税課税事業者に対して国が定めた義務ですので、義務に違反することは事業者の信用にかかわります。また、何より消費者のニーズにこたえることができていません。

従って、適切に対応しましょう。

なお、総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示、チラシあるいは商品カタログにおいて、消費者に向けて「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としていますので、見積書、契約書、納品書、請求書などについては、総額表示義務の対象とはなりません。

**そのため、見積書、契約書、納品書、請求書などについては、従来通りの対応で問題ありません。**

## 4. セミナー開催報告

本年2月2日、6日、8日に同一労働同一賃金徹底解説セミナー、3月30日、4月8日に障害者施設向け利用者クレーム対応基本勉強会をZoomを用いたオンラインで実施しました。セミナーには、鳥取県・島根県の事業所様にご参加していただき、盛会となりました。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございます。

弊所では今後も、皆様の事業の安定のため、テーマを変えながら、全事業所様対象の労務セミナーと社会福祉事業所様対象のセミナーを定期的で開催したいと考えています。皆様のご参加をお待ちしております。

### <労務> 同一労働同一賃金徹底解説セミナー

本年4月1日より、中小企業にも適用された、同一労働同一賃金について解説しました。第1部では、弁護士より重要判例の解説を、第2部では、社労士より、具体的な実務対応について、待遇差分類比較シートで整理し、解説しました。**同一労働同一賃金でお悩みの方はご相談ください。**

### <社会福祉事業所様向け> 障害者施設向け利用者クレーム対応基本勉強会

障害者施設における、利用者様やそのご家族からのクレームに対する初動対応などを取り上げました。様々な事例をもとに、参加された事業所様ならどのように対応されるかを拝聴しながら、一緒に考えていきました。セミナー後は、座談会を開き、各事業者様の抱えるお悩みも共有いたしました。

弊所は福祉事業所様から依頼を受け、**行政による監査の立ち合い、利用者様やご家族様に対する謝罪、利用からのセクハラ対応**など、色々な場面でお手伝いをさせていただいております。

## 5. セミナー開催予告

社会福祉事業所向けセミナーの第2弾を企画しております。

### <社会福祉事業所様向け> 介護・高齢者施設向け利用者クレーム対応基本勉強会

介護・高齢者施設を運営していると、利用者様やそのご家族からのクレームが入ることは珍しくありません。

軽微なクレームであれば施設で適切に対応することで解決することも多いと思いますが、明らかに言いがかりとしか思えないような悪質なクレームや、施設側に落ち度がある場合の解決困難なクレームについては、自己判断で対応すると初動対応を誤って問題がこじれたり、不利な方向に働いてしまうことになりがちです。

問題がこじれて長引けば、クレームに対応する職員のストレスも増大する一方になります。また、口コミにより、事業所の信用や評判が下がり、事業経営にも影響します。

日程は、以下を予定しております。是非、ご参加下さい。また、セミナー修了後、30分間の座談会も実施したいと思いますので、セミナーの中でよくわからなかったこと、気になっていることなどお気軽に質疑応答や意見交換ができればと思います。

#### ■開催日時

- ・2021年6月23日(水) 14時～15時
- ・2021年7月1日(木) 14時～15時

※全日程で同様の内容となります。

#### ■申込み方法

- ・参加ご希望の方は、**Faxまたは右のQRコード**よりお申込みください
- ・FAX：0859-34-0029
- ・締切：開催日の3営業日前の17時まで

